

## 生活困窮者住居確保給付金申請時確認書

### (誓約事項)

- 生活困窮者住居確保給付金の受給期間（以下「受給期間」という。）において、次の就職活動要件（生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第3条第2号に該当する者については次の(1)に限る。）を満たすこと又は自立相談支援機関が作成する計画に基づく就労支援を受けること。
  - 月4回以上自立相談支援機関が実施する面接等の支援を受けること。
  - 月2回以上公共職業安定所が実施する職業相談を受けること。
  - 原則週1回以上求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 再支給の申請ではないこと（過去に住居確保給付金を受けたことがない。）、または、再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたこと。
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する親族のいずれもが暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと及び受給期間中においても暴力団員にならないこと。

### (同意事項)

- 次のいずれかに該当した場合には、生活困窮者住居確保給付金の支給が中止されること。
  - 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する東近江市長の指示に従わない場合
  - 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者（以下「受給者」という。）が常用就職又は受給者の給与とその他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合又はそのことを東近江市長に報告しない場合
  - 生活困窮者住居確保給付金の支給決定後、当該支給決定に係る住宅から退居した場合（受給者の責に帰すべき事由以外の事由により転居する場合又は東近江市長の指導に基づき東近江市内に転居する場合で、あらかじめ東近江市長の支給決定の変更を受けたときを除く。）
  - 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた場合
  - 生活困窮者住居確保給付金の支給決定後、受給者及び受給者と同一の世帯に属する親族が暴力団員であると判明した場合
  - 支給決定後、受給者が禁錮以上の刑に処された場合
  - 受給者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けることとなった場合その他法令の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けることとなった場合
  - 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金の支給を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
  - 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
  - 前各号に掲げるもののほか、給付金を支給することができない事情が生じた場合
- 生活困窮者住居確保給付金の支給決定後、自立支援相談機関の支援員が申請者の賃貸住宅を訪問し、その入居の状況を確認することがあること。
- 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第21条第1項の規定に基づき、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は自立相談支援機関の支援員が質問することがあること。
- 生活困窮者住居確保給付金の支給に必要な限度において、暴力団員に該当するかどうかを確認するため、東近江市長が官公署に対し、必要な情報を求めること。
- 生活困窮者住居確保給付金の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、東近江市及び社会福祉協議会の間で必要な情報を相互利用すること。

年 月 日

東近江市長 様

私は、上記の誓約事項及び同意事項について確認の上、それぞれ誓約し、同意します。

申請者氏名  
住所

印

## 添付書類

- (1) 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票又は戸籍謄本等のいずれかの写し
- (2) 離職関係書類 下記のいずれかの書類
  - ・ 2年以内に離職し、又は事業を廃止したことを確認することができる書類の写し
  - ・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- (3) 収入関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、その収入の額を確認することができる書類の写し
- (4) 金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の額を確認することができる金融機関の通帳等の写し
- (5) 求職関係書類 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し

## 2 追加提出書類

- (1) 居住する住宅の所有権又は使用若しくは収益を目的とする権利を喪失した者 不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2号）
- (2) 現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者 当該住宅の賃貸人から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式第3号）

注1 生活困窮者住居確保給付金の支給を希望する者は、生活困窮者住居確保給付金申請書にこの書類を添付して提出してください。

2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。